

《第三表》

住所	コクゼイ ジロウ
氏名	国 税 二 郎

特 例 適 用 条 文										
法			条				項			号
所法	措法	罰法								
所法	措法	罰法								
所法	措法	罰法								

(単位は円)

収入金額	分	短期譲渡	一般分	シ							
			軽減分	ス							
		長期譲渡	一般分	セ		1	0	0	0	0	0
			特定分	ソ							
			軽減分	タ							
			一般株式等の譲渡	チ							
			上場株式等の譲渡	ツ							
			上場株式等の配当等	テ							
			先物取引	ト							
			山林	ナ							
	退職	ニ									
所得金額	分	短期譲渡	一般分	59							
			軽減分	60							
		長期譲渡	一般分	61						0	
			特定分	62							
			軽減分	63							
			一般株式等の譲渡	64							
			上場株式等の譲渡	65							
			上場株式等の配当等	66							
			先物取引	67							
			山林	68							
	退職	69									
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書日第一表の⑧)	⑨		1	4	3	1	5	0	0
		所得から差し引かれる金額 (申告書日第一表の⑫)	㉕		2	8	7	0	0	0	0
		⑩ 対応分	㉖		1	1	4	4	5	0	0
		㉗ 対応分	㉘							0	0
		㉙ ⑩⑪ 対応分	㉚							0	0
		㉛ 対応分	㉜							0	0
		㉝ 対応分	㉞							0	0
		㉟ 対応分	㊱							0	0
		㊲ 対応分	㊳							0	0
		㊴ 対応分	㊵							0	0

税金の計算	税	㉖ 対応分	㉗		2	2	4	0	8	5	0
		㉘ 対応分	㉙								
		㉚ 対応分	㉛								
		㉜ 対応分	㉝								
		㉞ 対応分	㉟								
		㊱ 対応分	㊲								
		㊳ 対応分	㊴								
		㊵ 対応分	㊶								
		㊷ 対応分	㊸								
		㊹ ㊺ ㊻ までの合計 (申告書日第一表の㊼に転記)	㊽			2	2	4	0	8	5
その他	株式等	本年分の㉜、㉝から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉞								
	配当等	本年分の㉙から差し引く繰越損失額	㉚								
	先物取引	本年分の㉛から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉜								
			㉝								
			㉞								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000 円	0 円 (7,500,000)	円
		合計	0	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
	取得期間				特例期間				
	資産	入力		申告区分					

平成二十八年分以降用) 〇第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。